

財務省第5入札等監視委員会

令和3事務年度 第2回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所	令和3年12月16日～令和4年1月14日（書類回覧による開催）	
委員	委員長 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲（早稲田大学・教授）	
審議対象期間	令和3年7月1日（木）～令和3年9月30日（水）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：納税環境整備等に伴う第4次通関情報総合判定システム（第4次CIS）のプログラム変更 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ （法人番号9010601021385） 契約金額：98,556,700円 契約締結日：令和3年7月8日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：成田空港飛沫感染防止設備の調達 契約相手方：株式会社凡美社 （法人番号5120101032454） 契約金額：37,144,800円 契約締結日：令和3年9月30日 担当部局：東京税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：令和3年度薬物簡易試薬の調達（単価契約） 契約相手方：長谷川商事株式会社 （法人番号7020001013595） 契約金額：@1,320円ほか 契約締結日：令和3年7月20日 担当部局：横浜税関
4 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：埠頭監視カメラシステム（日立港・常陸那珂港）の賃貸借契約 契約相手方：三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社 （法人番号5240001001530） 契約金額：86,421,500円 契約締結日：令和3年8月20日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：納税環境整備等に伴う第4次通関情報総合判定システム（第4次CIS）のプログラム変更 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（法人番号9010601021385） 契約金額：98,556,700円 契約締結日：令和3年7月8日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>通関情報総合判定システム（CIS※）において、以下に示すプログラム変更を行うものとなります。</p> <p>(1) 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（以下「電帳法」という。）の改正に伴い、電帳法を準用する国税関係帳簿書類についても電子的に保存する際の手続きについて対応するためのプログラム変更。</p> <p>(2) 本邦に入国する旅客等の関税等の納付についてキャッシュレス納付に対応（クレジットカード等に応じた、二次元コードの出力及び実績計上等）するためのプログラム変更。</p> <p>(3) 新規EUC業務を追加するためのプログラム変更。</p> <p>※ 通関情報総合判定システム（CIS：Customs Intelligent database System）</p> <p>NACCSから移送される輸出入申告情報、船舶・航空機入出港情報、貨物情報及び旅客情報並びに他の機関等から入手した輸出入者関連情報及び職員が統合端末ソフトウェアにて登録した各種情報を蓄積・整理するデータベースで、リスク判定機能等を用いて輸出入申告情報や旅客情報等に対するスクリーニングを行う他、蓄積・整理された情報を各端末から照会又は編集し、若しくは各端末に出力して加工することを可能とする等、全国の税関業務を処理するシステム。</p> <p>本件は既存プログラムを変更することを目的としているものであり、その性質上、既存の機器・ソフトウェア・プログラム等との互換性・相互運用性の確保が課題となります。</p> <p>CISの構築にあたっては、特定製品・技術に依存せず、他事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐこ</p>

意見・質問	回答
<p>高落札率となった要因について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>調達仕様書において、「入札制限」が設けられており、「第4次通関情報総合判定システム（CIS）の調達及び設計・開発に係る業務支援」等の受注者等は入札に参加できないとされていますが、この条件はどうして必要なのでしょうか。</p> <p>また、「第4次通関情報総合判定システム（CIS）の調達及び設計・開発に係る業務支援」等の業務はエヌ・ティ・ティ・データ以外の会社が実施しているのでしょうか。</p> <p>今回設定したシステム中立要件については、本件の入札の可能性がある業者からの意見などを基に設定したものでしょうか。</p> <p>あるいは、一般的に有益と考えられるものを設定したものでしょうか。</p> <p>システム中立要件について、「他事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐことが可能であること」と記載されておりますが、「他事業者」は何を指すのでしょうか。</p>	<p>とが可能となるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様においてオープンソースソフトウェアを用いることを規定 ・当該システムを構築した既存ベンダ以外のシステムベンダーであっても入札等に参入できるよう既存システムの仕組みを把握するための情報を開示 ・他事業者による円滑な業務実施のため、さらに各担当者間の意識統一を効率的に図るための定例会等の実施についても規定 <p>するなどのシステム中立要件を設定しており、開発業者以外の者が参入する余地はあると思われるものの、開発業者以外の者が単発的に受注するにはリスクが伴うことから、結果的に1者入札となったと思われま。</p> <p>参考見積に対して査定を行い、予定価格を作成しました。</p> <p>結果、1回の入札では落札せず、2回目の再入札で落札決定したため、高落札率となったものであります。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>入札制限の必要性につきましては、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（デジタル社会推進会議幹事会決定）において、「設計・開発等のプロジェクト管理支援事業者については、相互けん制の観点から、その管理の対象となる情報システムの設計・開発の作業に関する内容を含む調達案件の入札に参加させない」とされており、当該ガイドラインに則って設けた条件となります。</p> <p>「第4次通関情報総合判定システム（CIS）の調達及び設計・開発に係る業務支援」等の契約相手方は、いずれも三菱総合研究所となっております。</p> <p>システム中立要件につきましては、技術的に特定のベンダに縛られないため、及び既存システムの透明性の確保のために必要と思われる記載内容となっております。</p> <p>「他事業者」は、本件契約相手方となったエヌ・ティ・ティ・データ以外の事業者を指します。</p>

意見・質問	回答
<p>定例会議の実施等が、システム中立要件に資する理由をご教示ください。</p> <p>他業者が入札に参加しやすくなるように、システム中立要件を設定したものの、それでも入札は一者だったようですが、他に改善する余地はほとんどないということでしょうか。</p> <p>将来、CISの改定が再度必要になることは十分に考えられますが、大規模システムゆえに、今後も、業者が固定される可能性があるように思います。</p> <p>プログラムの変更も同一業者で行っており、改修が蓄積し、ますます他の業者による改修は難しくなるようにも考えられます。</p> <p>仮に、他社が対応する場合は、複雑化したシステムに問題が生じるリスクも高まるように思われます。</p> <p>こうした大規模システムの改修の調達においては、入札方式に限界があるように思われますが、適正価格による調達を確保するためにいかなる方法が考えられますか。</p> <p>【事案2】 契約件名：成田空港飛沫感染防止設備の調達 契約相手方：株式会社凡美社 (法人番号5120101032454) 契約金額：37,144,800円</p>	<p>運用中のシステム改修を行う際には、関係者と様々な側面で調整、意識統一を行う必要があり、当該調整、意識統一ができない環境では、本調達案件業務の遂行は困難となり、既存ベンダのみ遂行可能となるような状況となりえます。</p> <p>それを回避するため、発注者が定例会議を主催するものでございます。</p> <p>特定製品・技術に依存せず、他事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐことが可能であることや、特定ベンダの独自アルゴリズムや独自プロトコルに拠らない国際標準技術（ISO、ANSI等）を採用して汎用性のあるプログラムにすること等を要件としておりますが、システムの規模が大きいため、応札するとしても既存CISのシステムの全容を把握すること自体にコストがかかり、そのような費用の加算を考えれば落札する見込みが少ないことから、他の事業者は参加に消極的であると考えられ、その他の改善策も現状として見出せない状況であります。</p> <p>本件のようなシステム案件につきましては、中立要件を設定するなどして、特定ベンダ以外の者の受注確保に留意しているところであり、理論上、競争が可能であることから、事業者選定にあたっての公正性と競争性の確保のためにも、一般競争入札の手続きが求められると思っております。</p> <p>なお、現行の会計法において、競争入札に拠らない場合の手続きとしては随意契約が考えられます。</p> <p>随意契約による価格交渉の余地については、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日 行政改革推進会議）のなかで業務の特殊性による随意契約への言及もありますが、システム中立要件を定めている以上、「特殊な技術・品質」を求める案件とは言い難く、現状の方策としては、競争入札における予定価格の上限拘束性を活用しながら適正価格による調達を確保していきたいと思っております。</p>

意見・質問	回答
<p>契約締結日：令和3年9月30日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札となった要因について</p> <p>高落札率となった要因</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 空港関連の飛沫感染防止設備は当落札業者が独占の状況ですが、他業者が入りにくいような原因は何でしょうか。規模や仕様が特殊すぎるのでしょうか。 規模を分割することや仕様を単純化することは不都合でしょうか。</p> <p>今回の入札では、凡美社を含めた市場価格調査を行い積算したため、高落札率となったとのことで、羽田支署の飛沫感染防止設備入札における低</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、成田国際空港各旅客ターミナルビルの税関検査場に配備している検査台及び電子申告ゲートにアクリルボード等の飛沫感染防止設備を設置するものです。</p> <p>当関における飛沫感染防止設備の入札参加業者である凡美社のほか5社に入札参加の懇諭を行いました。「規模が大きく、特殊な形状の箇所もあり、外注する箇所の納期が確定できない」、「過去の飛沫感染防止設備の落札額を踏まえ、入札に参加しても落札出来る見込みが限りなく低いことから入札の参加を見合わせる」との理由で、凡美社のみのものでした。</p> <p>当関における飛沫感染防止設備の落札業者である凡美社のほか、2社に市場価格調査を行い予定価格の積算を行いました。</p> <p>積算において、アクリルパネルの設置に関するノウハウがある凡美社を含めた市場価格調査を基に予定価格を積算したことから高落札率になったと考えられます。</p> <p>《担当部局からの回答》 飛沫感染防止設備は、カタログに掲載されているような既製品ではないため設計から始めなくてはならないことや、応札しなかった理由にもあるとおり規模が大きいことが考えられます。</p> <p>仕様については、税関検査に支障のない範囲で単純な仕様であると考えております。</p> <p>今回の調達では、スケールメリットを考慮し一括で入札しました。今後、成田空港における飛沫感染防止設備の調達予定はありませんが、今回と同様に入札参加業者が調達規模を理由に少数となる場合には、スケールメリットや競争性の確保など十分検討し、分割での入札も考えていきたいと思っております。</p> <p>羽田支署の入札結果によりアクリルパネルの設置に関するノウハウがある凡美社に市場価格調査を行うことができ、結果として適正な予定価格を算</p>

意見・質問	回答
<p>落札率の反省を踏まえた改善がなされたと評価できると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、過去の調達実績に基づく査定率を乗じることは考えられるのでしょうか。</p> <p>入札者は、羽田支署の入札時には、アクリル制作のノウハウがあり、他社よりも安価に制作できるとしつつ、入札価格は赤字になるほどではないが安価に設定したと回答していましたが、今回の入札の予定価格の積算にあたり、市場調査を行った際には、同社の利益を考慮した金額で回答したということでしょうか。</p> <p>一者入札となった理由には、過去の落札額を踏まえ、入札しても落札できる見込みが低いことが挙げられていますが、そうすると、入札者には本件類似の商品について、他社の追随を許さないほどの競争力があるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、そのような市場では、入札を実施しても、同一の者が落札することが繰り返される可能性が高いという結果になりますが、やむを得ないということでしょうか。</p> <p>アクリルパネルの設置は、全国で、また、いろいろな業態で実施されています。関西空港やその他の空港でもアクリルパネルを設置することになったと思います。</p> <p>調達価格や業者について、他の税関との情報交換・共有などはされているのでしょうか。</p> <p>他でも、凡美社が競争優位にある状況でしょうか。</p>	<p>出できたものと考えております。</p> <p>なお、今回の予定価格積算にあたり査定率を乗じること検討しましたが、羽田支署の入札では凡美社へ市場価格調査を行わず低落札率となったこと、成田支署の前回の入札は凡美社を含め市場価格調査を行った結果、落札率が高落札率となり、2番札は予定価格を上回っていたこと、今回も凡美社を含めた市場価格調査に基づき予定価格を積算したことから、査定率は考慮しませんでした。</p> <p>市場価格調査時の回答は利益を考慮した金額と聞いております。</p> <p>入札しても落札できる見込みが低いと回答した社は什器メーカーであり、アクリルパネル設置にかかるノウハウがない一方、凡美社はアクリルパネル設置にかかるノウハウがあり、自社工場で製造可能とのことでした。</p> <p>この2社を比較した場合は差が大きいと考えられますが、凡美社と同様にアクリルパネルに関するノウハウがある業者であれば差はないと思われれます。</p> <p>また競争力の差により同一の者が落札を繰り返される可能性が高いことについては、やむを得ないと考えておりますが、より競争性を確保するために応札可能な業者の情報収集、声掛けが必要と考えております。</p> <p>現在、成田空港では掲示用ポールやビニールシートで、職員が作成したものを設置しており、今回の調達により耐久性のあるものが設置されることとなります。</p> <p>他の空港でも職員が作成したものを設置している状況で、成田と同様の飛沫感染防止設備を調達した実績はなく、凡美社との契約実績はありません。</p> <p>一般的に、調達実績がない物品などを調達する場合は、他税関に調達実績の有無、仕様、応札業者、金額など情報収集することがあります。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 契約件名：令和3年度薬物簡易試薬の調達(単価契約) 契約相手方：長谷川商事株式会社 (法人番号7020001013595) 契約金額：@1,320円ほか 契約締結日：令和3年7月20日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>税関では、不正薬物等の密輸に対する監視取締り及び輸入貨物検査業務を行っており、海上・航空貨物、旅客手荷物及び国際郵便物等から不審物が発見された場合に、それが不正薬物であるかを検査するため、大麻、麻薬、覚醒剤及びコカインの4種類の不正薬物に係る簡易試薬を調達しています。本件契約については、仕様書で試薬の製造方法、梱包方法、納品方法等を指定し、試薬ごとの単価を契約金額とすることとして、年間購入予定数量を示して、その総額を入札書に記載させる方法で一般競争入札を行っています。</p> <p>本件入札の参加資格については、参加資格を財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」で「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者としましたが、これは予定価格から本来「D」等級の参加資格を要するところ、競争性確保の観点から財務省が定める事務取扱要領に基づき、1級上位の「C」等級の者も参加させることにしました。入札実施に先立ち、競争性を高めるため入札参加の声掛けを行うべく、過去に入札参加した実績のある者を含めて取扱可能な業者を調査し、入札への参加を呼び掛けましたが、履行可能な業者をなかなか探し出すことができませんでした。なお、過去に入札参加実績があった者に対して呼び掛けを行ったところ、当関の開札日と同時期に別の機関の調達案件があり、そちらの手続きに尽力したいとのことでした。結果として入札に参加したのは本件契約者のみとなり、1者応札となったものです。こうした状況を踏まえて、今後は調達に先立って業者に対するヒアリングを行いつつ開札時期のタイミングを見極めるとともに、試薬のような専門性を要する調達案件については、類似の調達をしていると思われる学術研究機関</p>

意見・質問	回答
<p>高落札率となった要因について</p> <p>《回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>参加資格の等級を広げたら、入札業者が増えるものなのでしょうか。同業者の数はどのくらいあるのでしょうか。</p> <p>薬物簡易試薬は、他の税関等でも同様のものを調達されているのでしょうか。適正価格の調達においては、単価や業者についての情報収集は重要だと思います。他の税関等との情報交換・共有の状況はいかがでしょうか。</p> <p>仕様書、その他によると、発注は原則年一回とされていますが、令和3年7月20日から令和4年3月31日までの約8ヶ月の間のどの時点で発注する予定だったのでしょうか（年1回という表現もあまり適切ではないように思います。）。なお、実績を見ると毎年入札しているようですが、毎年、約8ヶ月の契約なのでしょうか。</p> <p>発注の実績は何本だったのでしょうか。予定数量とされているので、予定を上回る可能性もあるということでしょうか。</p>	<p>他の部局の落札結果等を参考にするなど、事前に入札業者に関する情報収集を積極的に行ったうえで、可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うことにより、競争性の向上に努めてまいります。</p> <p>高落札率となった要因としては、当該予定価格は複数の者から参考見積を徴しており、市場価格を適切に反映したものであると考えられますが、値引きの余地がそれほどなかったものと思料されます。予定価格の算出については、市場価格を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの見積書の徴取に努めてまいります。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>各参加資格の等級にどれだけの数の同業者がいるのか正確な数字は不明ですが、等級を広げれば多少なりとも入札業者は増えるものと思われます。どれほどの同業者がいるのかについては、他税関との情報共有や、類似の調達をしていると思われる学術研究機関等其他の部局の落札結果等を参考にしながら、調査を進めていきます。</p> <p>他税関でも輸入貨物検査等において薬物簡易試薬を使用することから、同様のものを調達しています。また、ご指摘のとおり、適正価格の調達においては、情報収集は重要であり、契約相手先等の情報について他税関と情報共有を行っております。</p> <p>例年、9～10月頃の納品を見越して7月頃に契約締結をしております。契約締結後は、仕様書にも記載があるとおり落札者からサンプルを提出してもらい、当関業務部分析部門にて検証を実施し、仕様に合致することが確認できた後に発注しています。発注時期は、例年8月末から9月上旬頃としております。</p> <p>発注の実績は令和3年12月末現在で以下のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大麻試薬 380本 ・麻薬試薬 390本 ・覚醒剤試薬 370本 ・コカイン試薬 380本 <p>仕様書上の予定数量と同数となります。なお、簡易試薬の使用本数が多くなるような状況であれば、予</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：埠頭監視カメラシステム（日立港・常陸那珂港）の賃貸借契約 契約相手方：三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社 （法人番号5240001001530） 契約金額：86,421,500円 契約締結日：令和3年8月20日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>低落札率となった要因</p>	<p>定数量を上回る可能性はあります。</p> <p>《担当部局からの事前説明》 平成24年度に、鹿島税関支署日立出張所（以下「日立出張所」という。）が管轄する日立港に配備した埠頭監視カメラシステムは、平成30年に標準使用期間である6年を経過し、納品メーカーからは当該システムのパソコン及びサーバの保守対応期間（交換部品の保有期限）も既に経過したことから、状況によっては今後の修理対応が困難になるとのこと、更には、昨今の港湾事情変化において、同じく日立出張所管轄である常陸那珂港の入港隻数増加や入港船の寄港地・乗組員国籍を勘案したリスクを考慮すると、一部カメラを常陸那珂港へ移設若しくは増設することにより、現状よりも効果的かつ戦略的な取締が実施可能となることから、システム更新と共に一部カメラの移設について調達したものです。本件契約は、令和4年2月から令和8年3月末までの50ヶ月間の保守込み賃貸借ですが、6年（72ヶ月）の継続利用を予定しているため、令和8年度予算の状況により、公募のうえで残存期間分を契約する予定です。</p> <p>本件の予定価格は、前契約者と三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社（以下「MHI」という。）における見積金額の比較及び積算資料等から算出した当関の積算に基づき、予定価格の積算を行いました。低落札率となった直接の要因としては、全国の税関の埠頭監視カメラの調達にMHIが数年ぶりに参入してきたことで競争性が働いたものと考えられますが、MHIが再参入できるようになった背景として、従来の仕様書の内容に変更がなされたことが理由として挙げられます。そもそも埠頭監視</p>

意見・質問	回答
<p> 《書類回覧による委員からの質問・意見》 仕様書の内容変更が入札の門戸を広げたと分析されているが、この仕様書変更に至った技術革新の情報はどのように収集されているのでしょうか。 </p> <p> 仕様変更により入札者が増えたことはよかったですと思います。なお、MH I が数年間で失ったシェアを取り戻したいという思惑や、業界における優位性を確保したいという強い意志があったことから、低落札率になったとのご説明は理解できますが、それらの点は同社に確認したのでしょうか。 </p> <p> 調達するカメラは、高感度カメラが合計5台、スポットカメラが合計2式で、撤去するカメラが4台ということのようですが、移設するカメラはあるのでしょうか。 </p> <p> 見積比較表の採用価格は、見積提示各社の合計金額を比較して決定されているが、項目ごとに比較しないのはどうしてでしょうか。 </p> <p> 2者から見積もりをとっていますが、前契約者 </p>	<p> カメラの仕様書は、横浜税関監視部監視取締センター室（以下「センター室」という。）において雛形を作成し、各税関はその仕様書雛形に基づいて調達しており、現行の仕様書雛形は、令和2年度に検討を重ねた結果、採用されたものになります。 </p> <p> 《担当部局からの回答》 技術革新の情報については、埠頭監視カメラの仕様書雛形を作成しているセンター室が主体となっており、各メーカーが出展する様々な機器展への参加、各メーカーからの新技術の提案及び紹介や実機を使用したデモンストレーション等を通じ、実際に映像を確認するなどしながら情報収集を行っております。なお、今回の仕様書の内容変更においては、メーカー側からの単板式によるカメラの提案があったため、実機によるデモンストレーションを行っていただき、実際の映像を確認した上で単板式においても三板式と比較しても遜色無しとの整理から、単板式においても応札できるよう仕様書変更しております。 </p> <p> 営業担当者を通じて確認し、平成26年度に一度撤退し、令和元年度から再参入するも、令和2年度まで受注には到らず、令和3年度は何としても受注するべしという、会社全体としての強力な方針があったとのこと。 </p> <p> 日立港区の減少分を常陸那珂港区へ移すという趣旨であり、契約概要においては「移設」という単語を使用しましたが、実情としては、移設というよりも常陸那珂港区を含めた「増設と配置換え」となります。 </p> <p> 各業者が構築するシステムや通信の動線によって必要となる機器数や性能が異なるため、機器ごとの個別の価格比較を行うよりも、システムを構築する機器全体で比較を行う方がより実態に即した積算と判断しました。ソフトウェアについても、導入する機器との互換性の問題が発生するため、個別の価格比較を行わず、機器全体とソフトウェアをあわせ見積内容での比較を行いました。 </p> <p> 入札者が複数になるかどうかについては、入札参 </p>

意見・質問	回答
<p>は、同社の見積価格より低価で入札しているようです。これは、同社に落札できなくなるかもしれないという危機感があつたためではないかと推測されますが、入札者が複数になることはわかるのでしょうか。分かるとした場合、どの時点で分かるのでしょうか。</p> <p>本案件については低落札率ですが、他の業者の入札額も低価であり、予定価額との乖離率が大きく、絶対額の差が大きい案件です。予定価格調査においては、入札した2社ともに、機器・ソフトウェア費だけでも、大幅に乖離があり、その部分だけでも、合計入札額の2倍の見積額になっています。2社の業者がいずれも低落札率での入札が可能となった理由はどこにあるのでしょうか。売買契約ではなく、賃貸借契約であることは関係しているのでしょうか。また、賃貸借契約における適正価格の算定において特に留意している点がありますか。</p>	<p>加業者にはわかりません。ただ、本件入札に先立ち、6月29日に函館税関にて同様の埠頭監視カメラの賃貸借契約に係る入札が実施され、参加者が複数という結果だったことから、以降の入札についても複数になる可能性について感じ取っていたのではないかと推測されます。</p> <p>どれくらい低い金額まで入札可能か決定するのはあくまで入札参加者側であり、損益分岐点など諸々の要素を踏まえながら入札金額を決めていくものと思われませんが、入札を実施する側としては、そうした情報を知り得る立場にはありません。加えて、これだけ低い入札金額で会社として儲けが出るのか質問したとしても明確な回答を得ることは期待できません。ただ、いずれの入札参加者も何としても受注したいという会社としての熱意は感じ取れました。しかし、これもあくまで感覚的なものに過ぎず、なぜ低落札率での入札が可能となったのか直接的な理由は不明です。また、賃貸借契約であることが関係しているかどうかはわかりませんが、契約形態にかかわらず、本件契約を含め、予定価格の積算に際しては、見積金額のみならず、一般に公開された資料等も参考にしながら、適正な予定価格の積算に努めています。</p>